特許権及び著作権等に関する特記事項

（知的財産権）

第１条　受託者は、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権」という。）について、第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に知的財産権の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（権利非侵害の保証）

第２条　受託者は、成果物の本契約に従った利用が第三者の一切の知的財産権を侵害しないことを保証する。

（紛争報告義務）

第３条　成果物が第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じ、又は生じるおそれがある場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

（紛争解決義務）

第４条　前項の場合、受託者は、受託者の責任と費用負担において、当該紛争を解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（再委託等における順守事項）

第５条　受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得て、契約の履行について、第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、本特記事項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（著作権の共有）

第６条　委託者、受託者双方は、成果物の全ての著作権を委託者及び受託者が均等に共有することに合意する。

（著作者人格権の不行使）

第７条　委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１８条から第２０条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。また、本契約書に規定した再委託を行う場合、再委託先に対しても同様に規定する。

（成果物の利用）

第８条　委託者、受託者双方は、成果物を相手方の同意を得ることなく自己の業務のために自由に使用し、複製し、改変等ができるものとする。また、改変したソフトウェアについても同様とする。ただし、本契約書に規定した再委託を行う場合、再委託先に対しても同様に規定する。

（成果物の第三者提供）

第９条　委託者、受託者双方は、成果物に関する権利を第三者に許諾又は譲渡する場合は、相手方の同意などを得ることなく行うことができるものとする。また、第三者から徴収した対価については、相手方に配分しないものとする。ただし、本契約書に規定した再委託を行う場合、再委託先に対しても同様に規定する。

（通知義務）

第１０条　受託者は、契約書記載の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて委託者に通知しなければならない。

（協議事項）

第１１条　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定める。